

○草加市建設工事一般競争入札実施要綱

平成6年4月13日

告示第91号

改正 平成13年4月1日告示第115号

平成14年4月1日告示第118号

平成16年3月31日告示第86号

平成19年12月19日告示第765号

(題名改称)

平成22年4月1日告示第277号

平成26年3月26日告示第281—2号

平成28年3月31日告示第268号

平成29年3月30日告示第237号

令和元年10月1日告示第558—7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(平19告示765・一部改正)

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象とする建設工事は、市長が適当であると認めた工事とする。

(参加資格)

第3条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 草加市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 次条第1項に規定する公告日から入札日までの期間に、草加市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者。ただし、これらの者が入札参加資格者の2分の1を下回る場合において、当該入札の実施に当たり、透明性及び競争性の確保が十分図れないと市長が認めるときは、当該入札の公告予定日以後、入札参加申込書の提出期限の日前に指名停止措置の期間が満了し、当該期間満了の日後当

該提出期限の日までに当該入札参加申込書を提出する者を一般競争入札に参加できる者とすることができる。

- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて次の参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合数値の区分
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (4) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績
- (5) 当該工事に配置予定の技術者
- (6) その他必要と認める事項

（平19告示765・平29告示237・一部改正）

（入札の公告）

第4条 一般競争入札の公告は、入札期日の10日前までに、市役所掲示場に掲示して行うとともに、総務部契約課においてその写しを掲示するものとする。ただし、急を要する場合においては、入札期日の5日前までに短縮することができる。

2 一般競争入札の公告事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか必要と認める事項

（平13告示115・平14告示118・平16告示86・平22告示277・一部改正）

（入札参加の申込み）

第5条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、一般競争

争入札参加申込書（様式）により、所定の期日までに入札参加の申込みをしなければならない。

（設計図書の閲覧等）

第6条 一般競争入札に付する建設工事の仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）については、閲覧、貸出し又は有料配布を行うものとする。

2 設計図書の閲覧、貸出し又は有料配布を受けようとする者は、入札参加申込みの際にあわせてその旨を申請し、承認を受けなければならない。

3 入札参加者は、設計図書に疑義を生じたときは、文書をもって質問をすることができる。

（入札保証金）

第7条 入札保証金の納付及び減免については、草加市契約規則（昭和39年規則第21号）第4条及び第7条の規定に基づくものとする。

2 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金は、還付しないものとする。

（入札）

第8条 入札参加者は、草加市契約規則、草加市建設工事請負契約約款、設計図書及び現場等を熟知の上総価により入札しなければならない。この場合において、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

2 入札書は、封かんのうえ入札者の氏名を表記し、所定の日時及び場所において入札しなければならない。

3 入札書は、持参しなければならない。

4 入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。

7 入札参加者は、提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることができない。

8 入札参加者が1人の場合は、入札を中止するものとする。ただし、市長が契約の性質又は目的により適当であると認めた場合は、この限りでない。

9 入札回数は、初度を含めて3回を限度とする。

(平13告示115・平22告示277・平26告示281—2・令元告示558—7・一部改正)

(入札不調の場合の措置)

第9条 再度入札によっても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とすることができるものとする。

(平22告示277・平28告示268・一部改正)

(入札の辞退)

第10条 入札参加者は、入札参加申込後であっても、入札を辞退することができるものとする。

(無効の入札)

第11条 次の各号の一に該当する入札は、無効とするものとする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 記名押印を欠く入札及び入札書の記載事項が確認できない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (7) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした入札
- (9) 郵便、電報、電話等による入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した者がした入札

(契約金額)

第12条 契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税額及び地方消費税額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするものとする。

(平13告示115・平22告示277・平26告示281—2・令元告示558—7・一部改正)

(異議の申立て)

第13条 入札参加者は、入札後は、草加市契約規則、草加市建設工事請負契約約款、設

計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月14日から施行する。

附 則（平成13年告示第115号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第118号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第86号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第765号）

この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

附 則（平成22年告示第277号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第281—2号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第268号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第552—5号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

様式(第5条関係)

一般競争入札参加申込書

年 月 日

草加市長 あて

住 所
申込者 商 号
代表者

㊟

次の工事の一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所 草加市

なお、設計図書の閲覧・貸出し・有料配布を次のとおり申請します。

閲覧日 年 月 日(* 年 月 日)

貸出日 年 月 日(* 年 月 日)

有料配布

設計図書を確かに受領しました。

年 月 日 受領者氏名

㊟